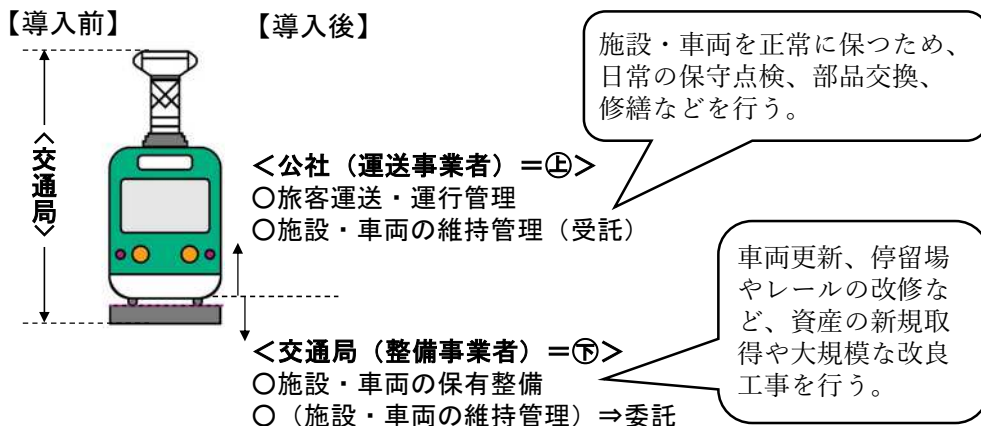


(一財)札幌市交通事業振興公社(以下「公社」という。)とともに、令和2年(2020年)4月1日より路面電車事業の上下分離を導入。

1 上下分離の基本的な仕組み

上下分離とは、旅客運送主体(㊟)と施設・車両の保有整備の主体(㊞)を分離し、それぞれが経営を行っていく仕組み。



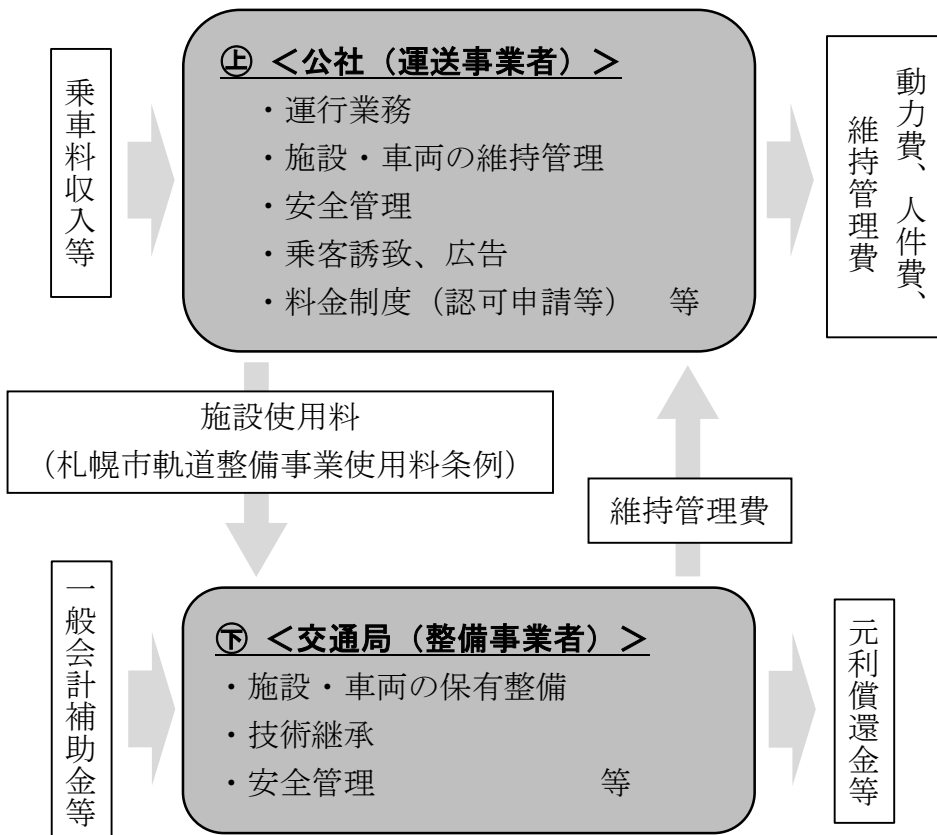
2 上下分離後の事業主体

上下分離の導入には、運送と整備の事業者それぞれに特許(=事業運営権)の取得が必要であることから、上下分離を導入する旨(事業主体、施設・車両の管理方法、施設使用料等)、交通局と公社の連名で申請し、国土交通大臣の認定を受け、交通局が「軌道整備事業者」として、公社が「軌道運送事業者」としての特許を取得。

これにより、整備事業、運送事業それぞれが独立した事業主体となり、法令上必要な手続き等についても、整備事業に関するものは交通局が、運賃改定などの運送事業に関するものは公社が、それぞれの責任において実施することとなる。

3 主な役割分担と収支スキーム

交通局と公社の間で協定を締結し、それぞれの実施事項を規定。



4 経営に関する相互協力等

路面電車事業の健全な経営を長期的に維持していくため、交通局と公社で相互に協力することとし、交通事業管理者と公社理事長を交えた軌道事業経営連絡会議を定期的を開催するなど、連携を図っている。また、運賃改定等の利用者サービスに大きな影響を及ぼす変更を行うときは、事前に協議することとしている。